

平成 29 年 第 6 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 29 年第 6 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 29 年 6 月 19 日 (月)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 29 年 6 月 19 日 午前 9 時 00 分				
	閉会	平成 29 年 6 月 19 日 午前 11 時 05 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	橋口 美一	○	18	道山 幸治	○
	2	上野 紀男	○	19	長岡 耕二	○
	3	中村 正人	○	20	—	—
	4	山下 昭一	○	21	萩迫 修作	○
	5	立山 富士雄	○	22	南 眞太郎	○
	6	隈元 健二	○	23	原田 純一	○
	7	吉松 弘文	○	24	内村 さとみ	○
	8	前迫 重郎	○	25	小園 義行	○
	9	樽野 利秋	○	26	吉野 寅三	○
	10	谷口 泉	○	27	坪山 博志	○
	11	諏訪 光一	○	28	福重 彰史	○
	12	野口 昭浩	○	29	青山 浩二	○
	13	白坂 正治	○			
	14	福岡 裕幸	○			
	15	中之内 瑞穂	○			
	16	西江園 明	○			
	17	大迫 一郎	○			
会議録署名委員	席番 27 番	坪山 博志		席番 28 番	福重 彰史	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡		次長兼農地係長	桑迫	
	主幹兼係長	新村		主任主査	永野	
	主任主査	中尾		主任主査	大野	
委員会日程名	別紙のとおり					

議長	山下	<p>ただいまから、平成 29 年第 6 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 27 番、坪山委員と、席番 28 番、福重委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、立山委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	立山	<p>はい。あっせんの報告をいたします。4 月の総会で依頼のありました〇〇さんの件ですが、現在、山重地区、野神、蓬原地区と認定農家を中心に上野委員とやっております。継続して行いますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、前迫委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	前迫	<p>はい。あっせんの件ですが、隈元委員といろいろとやっておりますけども、なかなか買い手がないような状況でございまして、次の総会までやってみて結論を出したいと思っております。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、隈元委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>5 月の総会で、あっせん依頼を受けました〇〇さんの分ですが、今、あたっては、田植え等で忙しいので、もう少し待ってくれということでした。</p> <p>来月には、成立の報告ができるのではないかなと考えております。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、上野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	上野	<p>机の上に、あっせん成立資料があると思いますが、説明いたします。</p> <p>5 月の総会の依頼分の〇〇さん分ですが、譲受者が有明町蓬原の株式会</p>

		<p>社〇〇の代表取締役〇〇さんで6月12日に成立いたしました。</p> <p>あっせん農地は、番号21番に記載のとおりでございます。10アール当たり50万円で、全体420万円で成立いたしました。</p> <p>場所は、そうかい道のあおぞら農協の西部支所を東の方へ1500メートル行きますと畑かんのファームポンドがあるところの入口を100メートル入ったところでございます。工場からは2.5キロのところ5分のところでございます。この場所にはお茶を栽培するとのことでございます。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、谷口委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	谷口	<p>3月の総会であっせん依頼のありましたあっせん成立資料、4ページの17番について報告いたします。</p> <p>譲受人は、松山町新橋にお住まいの〇〇さんでした。成立に至りました。あっせん成立日は、6月7日、あっせん委員は、私谷口と大迫委員であっせん価格については140万円で成立いたしました。報告終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、西江園委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	西江園	<p>先月、総会で依頼のありました〇〇さんの分ですが資料は4ページの18番になります。価格は全体100万円で成立いたしました。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、大迫委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	大迫	<p>はい。先月依頼を受けました〇〇さんのあっせんが成立しましたので報告いたします。</p> <p>譲受人は松山町泰野にお住まいの〇〇さんです。譲受人の経営状況は、水稲、甘藷を栽培され、また、観葉植物等をされ、申請地にはそばを植えるとのことでした。自宅から10分ぐらいです。あっせん成立日は5月28日で価格は全体で30万円でした。あっせん委員は、谷口委員と大迫で行ないました。以上で報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、原田委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	原田	<p>会長より4月の総会で依頼のありました〇〇さんのあっせんが成立しましたので報告します。4ページの成立資料20番です。</p>

譲渡者の〇〇さんは、高齢のため娘の〇〇さんが代理人でした。

譲受者の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんは、大崎町井俣にお住まいで大崎町内と志布志市内で米と露地野菜を主に生産されており、志布志市の認定農家で農地所有適格法人の届出もされています。また、法人の構成員で担い手である息子さん夫婦は、有明町野井倉にお住まいです。

4月の総会后、私の認識不足で〇〇さんが大崎町ということで、あっせんできないと伝えたことにより、〇〇さんや〇〇さん、〇〇さんにご心配、ご迷惑をかけ、〇〇さんとのあっせん成立に時間を要してしまい誠に申し訳なく思っているところです。これにつきましては、別に事務局より報告をお願いしてあります。

あっせん農地の場所ですが、市道西下・下原線の西下集会所から下原の方へ400mほど進んだところに367の2、さらに300mほど進んだところに763の1の畑があります。〇〇さん宅からは車で5分ほどのところになります。

価格は、反当50万で、総額310万円でした。

あっせん委員は、私と樽野委員でした。

はい、それでは、事務局お願いします。

〇〇さんのあっせん経過についてご説明いたします。

まず3月中旬ごろ、〇〇さんの姪御さん、〇〇さんのいとこの方が有明分室に来庁され、「おばが高齢で耕作が困難であるため、農地を売りたいのですが」との相談があり、あっせん事業と3条申請について説明しました。

また、あっせんの場合、今まで耕作されていた方も対象となるのですかと尋ねられ、認定農家であればあっせん対象となります。と回答していました。

この説明と回答を受けて、〇〇さんの娘さん〇〇さんが、あっせん申出書を提出され、4月定例総会で、あっせん委員として原田委員、樽野委員が指名されました。

原田委員は、総会終了後、〇〇さんへ希望価格などの確認のため電話をされ、その際に、先ほど報告がありましたとおり、〇〇さんは大崎町ということで、あっせんはできないと伝えられました。

〇〇さんは、有明分室へ問い合わせをされ、問い合わせを受けた有明分室は、確認のため農業委員会事務局に連絡し、事務局も、住所が市外であ

議長 山下
次長 桑迫

るからということで、あっせん対象にならないと答えたところです。

あっせん委員と事務局が、申出書の受け付け時の状況等をよく把握せぬまま、代表者の住所のみに基づきあっせんできないと伝えたことにより、当事者に対し不愉快な思いをさせ、誠に申し訳なく思っております。

その後、5月23日に農政畜産課で〇〇さんが志布志市の認定農業者になった経緯等を確認しましたところ、同法人が市内の農地を多く利用している状況や法人の構成員で担い手である息子さん夫婦が有明町野井倉にお住まいであることが分かったところです。また、農地所有適格法人の報告書でも確認したところであります。

今回の事例を踏まえ、今後は住所のみに基づきあっせん対象になるかならないかを判断するのではなく、その地域の実情なども考慮し、事例によっては市内外を問わずあっせんできるよう基準を見直しすることが必要であると思いました。

本日の定例総会後の協議会で検討していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 山下

はい。この後の会議でよろしくお願ひします。

(協議会：市内外を問わず地域の実情に応じてあっせんする。)

議長 山下

次に、私の関係分について、報告いたします。

5月23日に、市町村農業委員会会長・事務局長会議が開催されました。

5月24日に、大隅地区農業委員会連絡協議会の総会が開催されました。

5月25日、JA そお鹿児島 第24回通常総代会が開催されました。

5月29日から31日にかけて、全国農業委員会会長大会が東京都文京シビックホールで開催され、私と事務局長が出席いたしました。農業農村の発展に向けた政策提案等が決議されました。

また、大隅地区農業委員会連絡協議会の先進地研修も併せて開催され、埼玉県川越市いるま野農業協同組合の新規就農者支援について研修いたしました。

6月2日、志布志市農業再生協議会の通常総会 及び志布志市認定農業者連絡協議会 代議員総会が開催されました。

6月6日、志布志町農業者年金受給者会の総会が開催されました。受給者会 会員77人中、29人の出席でした。

6月7日、鹿児島県農業会議 第92回通常総会が開催され、28年度の事

業報告及び決算が承認されました。

6月8日、志布志市ほ場整備事業推進協議会総会及び市農業公社研修希望者決定審査会が開催されました。

6月9日、志布志市農業公社評議員会が開催されました。

次に、日程第4、議案第47号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

今回は、12件の申請でございます。

まず、6ページ、番号64番を審議いたします。

番号64番は、譲受人が市外住民であるため、本日の総会に、譲受人であります〇〇さんの出席を要請してございます。

〇〇さんの、入室を許可いたします。

(〇〇氏 入室)

議長 山下

事務局で説明をお願いいたします。

主任主査 大野

はい議長、それでは議案第47号、農地法第3条の規定による許可申請の番号64番について説明申しあげます。

議案書は、6ページです。

まず、譲渡人は福岡市南区清水にお住まいの〇〇さん57歳で、譲受人は肝属郡東串良町新川西にお住まいの〇〇さん78歳です。

申請地は、記載されておりますとおりでございますが、田が3筆で2,396平方メートルです。

〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではありませんでしたので、本日も出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。

今回の申請地の場所でございますが、有明町蓬原の中野公民館から南に400メートル進んだところに3筆あります。

〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料3ページのとおりでございます。

申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。

以上で、番号64番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願います。

議長 山下

はい、それでは、番号64番を審議いたします。これにつきましてなにか

		ご意見ございませんか。
委員	隈元	はい、議長
議長	山下	はい、隈元委員。
委員	隈元	〇〇さんおはようございます。〇〇さんの家からこの田まで時間的にどのくらいかかりますか。
		それと、この近くにも自分所有の水田があります。
農業者	富松	30分から35分くらいかかります。この近くにも水田があります。
議長	山下	ほかに、ご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、ここで、〇〇さんには、退席をお願いいたします。
		お忙しいところ、ありがとうございました。
		(〇〇氏 退席)
議長	山下	それでは、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号65番を審議いたします。
		番号65番は、譲受人が市外住民であるため、本日の総会に、譲受人であります 〇〇さんの出席を要請してございます。
		〇〇さんの、入室を許可いたします。
		(〇〇氏 入室)
議長	山下	事務局で説明をお願いいたします。
主任主査	大野	はい議長、それでは議案第47号、農地法第3条の規定による許可申請の番号65番について説明申しあげます。
		議案書は、6ページです。
		まず、譲渡人は志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さん61歳で、譲受人は曾於郡大崎町菱田にお住まいの〇〇さん70歳です。
		申請地は、記載されておりますとおりでございますが、田が1筆で271平方メートルです。
		〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではありませんでしたので、本日も出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。

		<p>今回の申請地の場所でございますが、蓬原の重田公民館から北に1キロメートル進んだところにあります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料4ページのとおりでございます。</p> <p>申請事由は譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。</p> <p>以上で、番号65番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	はい、それでは、番号65番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
委員	隈元	はい、議長。
議長	山下	はい、隈元委員。
委員	隈元	〇〇さんおはようございます。〇〇さんの所からこの田まで時間的にどのくらいかかりますか。
農業者	中村	だいたい4キロから5キロあります。
委員	隈元	それと、この近くに自分の水田も保有されていますか。
農業者	中村	はい。4枚ありまして、その中にこの水田があります。
議長	山下	ほかに、ご意見ございませんか。
委員	坪山	議長。
議長	山下	はい、坪山委員。
委員	坪山	この田は、無償移転になっておりますが、〇〇さんと〇〇さんは親戚とかなんでしょうか。親戚ではないです。
委員	坪山	はい、わかりました。
議長	山下	ほかに、ありませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、ここで、〇〇さんには、退席をお願ひいたします。
		お忙しいところ、ありがとうございました。
		(〇〇氏 退席)
		それでは、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
		異議なしと認めます。

	<p>次に、番号 66 番を審議いたします。</p> <p>番号 66 番は、譲受人が市外住民であるため、本日の総会に、譲受人であります ○○さんの出席を要請してございます。</p> <p>○○さんの、入室を許可いたします。</p> <p>(○○氏 入室)</p> <p>事務局で説明をお願いいたします。</p> <p>はい議長、それでは議案第 47 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 66 番について説明申しあげます。</p> <p>議案書は、6 ページです。</p> <p>まず、譲渡人は志布志市有明町野井倉にお住まいの○○さん 68 歳で、譲受人は曾於郡大崎町菱田にお住まいの○○さん 72 歳です。</p> <p>申請地は、記載されておりますとおりでございますが、田が 2 筆で 900 平方メートルです。</p> <p>○○さんは、確認したところ認定農業者ではありませんでしたので、本日ご出席いただいております。詳細につきましてははお尋ねいただければと思います。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、国道 220 号を大崎方向に進み菱田橋を渡りますと右手に春日歯科があります。その手前を菱田川沿いに 400 メートル進んだ左手に 2 筆あります。</p> <p>○○さんの農業経営につきましては、総会資料 5 ページのとおりでございます。</p> <p>申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上で、番号 66 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願います。</p>
議長 山下 主任主査 大野	<p>はい、それでは、番号 66 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
委員 隈元	<p>はい、議長。</p>
議長 山下	<p>はい、隈元委員。</p>
委員 隈元	<p>○○さんおはようございます。3 点ほど質問させていただきます。○○さんの所からこの田まで時間的にどのくらいかかりますか。</p> <p>それと、この近くに自分の水田があるのか。それと、資料を見ますと飼</p>

<p>農業者 橋口</p>	<p>料、そば作付けと書いてありますが、畜産をされているのですか。</p> <p>まず、距離ですが直線で行けば、私の自宅から約 200 メートル、回っていくので約 400 メートルです。</p> <p>で、近くには、私の水田はございません。700～800 メートルの所に所有しています。牛がいるかということですが、牛はおりません。この農地は田だけど用水路が壊れて水がこないところなので、転作をして、ソバを考えております。</p>
<p>議長 山下 会場 委員</p>	<p>ほかに、ご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようで ございますので、ここで、〇〇さんには、退席をお願いいたします。</p> <p>お忙しいところ、ありがとうございました。</p> <p>(〇〇氏 退席)</p>
<p>議長 山下 会場 委員 議長 山下</p>	<p>それでは、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>次に、7 ページ、番号 67 番を審議いたします。</p> <p>番号 67 番は、譲受人が市外住民であるため、本日の総会に、譲受人であります 〇〇さんの出席を要請してございます。</p> <p>〇〇さんの、入室を許可いたします。</p> <p>(〇〇氏 入室)</p>
<p>議長 山下 主任主査 大野</p>	<p>事務局で説明をお願いいたします。</p> <p>はい議長、それでは議案第 47 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 67 番について説明申しあげます。</p> <p>議案書は、7 ページです。</p> <p>まず、貸人は志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん 63 歳で、借人は曾於市大隅町岩川にお住まいの〇〇さん 68 歳です。</p> <p>申請地は、記載されておりますとおりでございますが、田が 1 筆で 2,579 平方メートルです。</p> <p>〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではありませんでしたので、本日も出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。</p>

		<p>今回の申請地の場所でございますが、志布志町田之浦にある丸岡公民館から南西方向に700メートル進んだところにあります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料6ページのとおりでございます。</p> <p>申請事由は貸人につきましては相手方の要望、借人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上で、番号67番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	はい、それでは、番号67番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
委員	隈元	はい、議長。
議長	山下	隈元委員。
委員	隈元	〇〇さんおはようございます。〇〇さんの所からこの田まで時間的にどのくらいかかりますか。それと、この近くに自分の水田、借地とかあるのかお伺ひします。
農業者	深江	時間は、30分ぐらいです。それと近くには保有しておりません。
議長	山下	ほかに、ご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、ここで、〇〇さんには、退席をお願ひいたします。
		お忙しいところ、ありがとうございました。
		(〇〇氏 退席)
議長	山下	それでは、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号68番を審議いたします。
		大迫委員説明をお願ひいたします。
委員	大迫	会長より依頼のありました、番号68番を報告いたします。
		譲渡人は、志布志市松山町泰野〇〇番地8にお住まいの〇〇さんです。
		譲受人は、志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。
		申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所ですが、松山中学校から県道塗木大隅線を東に800メートルくらい行った右手になり

		<p>ます。本人宅からは、車で約 10 分のところにございます。現在、甘藷を作付けされておりました。</p> <p>譲受人の経営状況は、水稻、甘藷、さといもを栽培されている専業農家でございます。</p> <p>農機具は、トラクター 3 台、耕運機 2 台、バインダー 1 台を保有されていいます。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつまましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、番号 69 番を審議いたします。</p> <p>吉松委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	吉松	<p>会長より依頼のありまました、議案 47 号、69 番について報告をいたしまます。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地柳井谷集落にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地 1 一丁田尚志館高校の近くにお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地につまましては、議案書は 7 ページから 8 ページにかけてございまますが、まず、大丸字の田が 4 筆、瀬戸口字の畑が 2 筆でございまして、詳細は議案書に記載されておりますが、高齢による規模縮小、経営縮小ということ、譲渡人からの要望でございまました。</p> <p>場所につまましては、志布志小学校前から潤ヶ野八野方面へ向かう県道 3 号日南志布志線沿いの立花迫にある長岡商店前から県道 112 号今別府串間線を約 3 キロ柳井谷串間方面へ向かいますと柳井谷入口があります。ここからさらに柳井谷公民館から約 500 メートル弱の山間に田 4 筆がありました。また、畑 2 筆は、同じく県道 112 号今別府串間線沿いの北東側にあ</p>

		<p>り、500メートル程で宮崎県串間市との県境になります。</p> <p>圃場整備も終わっておりまして、周辺には譲受人の畑もありました。</p> <p>譲受人の〇〇さんは、串間市との県境である志布志町帖柳井谷出身で牛舎はここにあります。</p> <p>営農類型が肉用牛と水稻の認定農業者でもあり、最近では水稻や飼料作物等所有地借地を含めた農地が安楽一丁田と有明町野井倉にあり、作業効率等を考えまして尚志館高校のすぐ近くに住んでおりますが、実家のある柳井田と行き来をしております。</p> <p>農機具は、大型トラクター、ユニック付きトラック、田植機、大型コンバインや穀物乾燥機等取り揃えておりまして、労力は母親と臨時雇用等で賄っております。</p> <p>申請地との距離でございますが、5分以内で行き来ができる場所でございます。予定作物につきましては、田は普通水稻と飼料作物、畑は飼料作物を作るとのことでございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願いいいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号70番を審議いたします。</p> <p>野口委員説明をお願いいたします。</p>
委員	野口	<p>会長より依頼のありました、番号70番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地3にお住まいの〇〇さんで、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、グリーンロードを平城から有明の方に登りきった所のすぐ右側になります。</p> <p>以前から〇〇さんが飼料を作付けして借りていたところであります。</p>

		<p>〇〇さんは、両親、弟4人で生産牛約20頭、それと水稻を主に栽培しており、申請地には、現在、飼料が作付けされており、今後も飼料を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター3台、コンバイン等を所有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号71番を審議いたします。</p> <p>南委員説明をお願いいたします。</p>
委員	南	<p>会長より依頼のありました、番号71を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、志布志市有明町野井倉〇〇番地2にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、野井倉開田飛行場地区のほぼ中心で市道吉村通山線の西側になります。</p> <p>農井倉南部保全協議会が取り組んでおりますコスモス祭り会場から南へ50メートルの所にございます。</p> <p>〇〇さん宅からは、約500メートルの所にあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者で地域の中核農家であります。水稻、カボチャ、子牛の生産を主に行なっております。申請地には、水稻、そま、あるいはカボチャを作付けするとのことでございます。</p> <p>必用な農機具は、揃って保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ</p>

会場	委員	いませんか。
議長	山下	(なし)
会場	委員	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
議長	山下	(異議なし)
委員	樽野	異議なしと認めます。 次に、9ページ、番号72番を審議いたします。 樽野委員説明をお願いいたします。 会長より依頼のありました、番号72番について報告いたします。 譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりです。親子による受贈です。申請地の場所は、野神のひろ電気店より、香花園の方へ1.8キロ行き、左へ1キロ行くと宮下の公園があります。公園より右へ500メートル行ったところに宇道迫の3筆があり、公園より左へ500メートル行ったところに宇浜場4筆があります。 自宅より5分のところですが、〇〇さんは親と一緒に生産牛と甘藷を主に栽培しており、申請地には飼料が作付けしてありました。 農機具は、トラクター、トラック、軽トラを保有しています。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、10ページ、番号73番を審議いたします。 原田委員説明をお願いいたします。
委員	原田	会長より依頼のありました、番号73番を報告いたします。

		<p>譲渡人は、志布志市有明町原田〇〇番地3にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町原田〇〇番地3にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、広域農道沿いに美容室赤とんぼがございますが、そこより西へ100メートル、南へ800メートル行った右側のお茶畑でございました。</p> <p>本人宅からは、徒歩で2分のところでございます。</p> <p>〇〇さんは、生産牛4頭を飼育されており、主に飼料を作付けされております。</p> <p>申請地には、お茶畑を囲んで飼料を作付けするとのことでございました。また、トラクター1台、軽トラ1台、草刈機等を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号74番を審議いたします。</p> <p>番号74番と番号75番は、関連がございますので一緒に説明を受けたいと思ひますがご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>それでは、諏訪委員説明をお願いいたします。</p>
委員	諏訪	<p>はい。それだ、番号74と75を同時に説明させていただきます。</p> <p>農地の交換になっております。無償交換です。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地10にお住まいの〇〇さんでございませぬ。譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございませぬ。</p> <p>また、75番につきましては、この逆になります。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さん、譲受人</p>

		<p>は、志布志市有明町蓬原〇〇番地 10 にお住まいの〇〇さんになります。この話は、1 月から 2 月に受けておりまして、〇〇さんの畑が丁度家の前にあります。2 筆になります。</p> <p>相談を受けて、私の中にはいりまして無償交換ということで話を進めたところ〇〇さんも了解していただいて交換ということになりました。</p> <p>〇〇さんは、家族で生産牛を 6 頭、飼育されております。また、水稻も作付けされております。ここには、お茶を作付けするということでした。</p> <p>〇〇さんは、茶の一貫経営ということで機械類は全て揃えていらっしゃる方でございます。距離はそれぞれ両者の近くにございます。</p> <p>ということで、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。よろしく、お願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。</p> <p>まず、番号 74 番を審議いたします。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、番号 75 番を審議いたします。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>よって日程第 4、議案第 47 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第 5、議案第 48 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>12 ページ、番号 10 番を 審議いたします。</p>

<p>委員 原田</p>	<p>現地を調査された、原田委員の 報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 48 号、番号 10 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 6 月 8 日、別紙資料は 8 頁～11 頁をご参照下さい。始末書も添付されております。調査委員は野口委員、青山委員と私、事務局より 2 名と農政畜産課が同席されました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地の〇〇さんでございます。</p> <p>立会人は、代理の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>場所は、宇土鼻の広域農道沿いに鹿児島堀口製茶の工場がありますがその隣接地に新しく建設された農業用施設でございます。</p> <p>用途区分変更の目的は、農業用施設でございますが、製茶工場の一部が申請地にかかっており、また、駐車場として利用している状況であるため、追認による転用申請でございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は公衆道路、南側は茶畑、西側は宅地でございます。指導内容といたしましては、この中に畑かんがございましたので、畑かん事務所との協議もするように指導を行いました。</p> <p>また、今後、始末書にもありますが農振法、農地法を守るように指導いたしました。</p> <p>申請地の農地区分は、農用地区域内農地であり、農用地利用計画で指定された用途に供する場合は転用の許可も可能で、今回の申請は、農業用施設を計画するものであります。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないのではないかとこの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p>

	<p>よって、日程第 5、議案第 48 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第 6、議案第 49 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>14 ページ、番号 4 番を審議いたします。</p> <p>番号 4 番は、先ほどの議案第 48 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号 10 番で審議されましたところの 4 条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 山下</p>	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 山下</p>	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
<p>委員 橋口</p>	<p>よって、日程第 6、議案第 49 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 7、議案第 50 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>最初に、16 ページ、番号 32 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された橋口委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 50 号、番号 32 番について報告します。</p> <p>別紙説明資料は 12 頁から 14 頁になります。</p> <p>調査日は 6 月 8 日、調査委員は白坂委員、道山委員と私です。</p> <p>譲渡人は、宮崎県日南市大字吉野方〇〇番地 4 にお住まいの〇〇さんと、志布志町志布志三丁目〇〇番〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地 7 にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>場所は、松下病院から北へ約 800 メートルのところです。</p> <p>転用目的は一般住宅です。</p>

		<p>周囲の状況は、北側は畑、東側も畑、南側は公衆道路、西側も公衆道路です。排水につきましては、南側の側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはっていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号33番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された橋口委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	橋口	<p>議案第50号、番号33番について報告します。</p> <p>調査日は6月8日、調査委員は白坂委員、道山委員と私、事務局から2人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地1にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地5にお住まいの有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、有限会社〇〇さん本人でした。</p> <p>別紙説明資料は15頁から20頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>場所は、安楽小学校から南へ約1キロのところですか。</p> <p>転用目的は駐車場、資材置場、通路です。</p> <p>周囲の状況は、北側は雑種地、東側は畑、南側も畑、西側は公衆道路です。排水につきましては、西側の側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は、土地改良区の施行地であるため、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p>

		す。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。
		ご審議方、よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 34 番を審議いたします。
		同じく、現地を調査された橋口委員の報告をお願いいたします。
委員	橋口	はい。議案第 50 号、番号 34 番について報告いたします。
		調査日は 6 月 8 日、調査委員は先ほどと同じです。
		譲渡人は、東京都目黒区鷹番二丁目〇〇番 3 号〇〇の〇〇さんと東京都品川区旗の台 4 丁目〇〇番〇〇の〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地 1 にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。
		別紙説明資料は 18 頁から 20 頁になります。
		申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。
		場所は、志布志のホームマンから南へ約 1 キロのところ です。
		転用目的は貸資材置場です。
		周囲の状況は、北側は宅地、東側は公衆道路、南側は宅地、西側も宅地です。排水につきましては、東側の側溝を利用するとのことでした。
		申請地は、土地改良事業の施行地であるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま す。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。
		ご審議方、よろしく申し上げます。

議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。 (なし)
会場	委員	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めること
議長	山下	にご異議ございませんか。 (異議なし)
会場	委員	異議なしと認めます。
議長	山下	次に、17 ページ、番号 35 番を審議いたします。 現地を調査された白坂委員の報告をお願いいたします。 議案第 50 号、番号 35 番について報告いたします。
委員	白坂	調査日は6月8日、調査委員は橋口委員、道山委員と私白坂です。事務局から2人でした。別紙説明資料は21頁から23頁になります。 譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町志布志一丁目〇〇番10号にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、市道町原線沿いのホテル枇榔のある交差点から陸橋を渡り、志布志中学校方向へ700メートルほど進んだところに志布志中学校入口がありますがその入口の正面です。 転用目的は一般住宅です。 周囲の状況は、北側は宅地、東側は雑種地、南側は宅地、西側も宅地です。排水につきましては、近くの側溝を利用するとのことでした。 申請地は、都市計画地域の用途区域が定められた区域内にあるため、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方、よろしく申し上げます。 はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
議長	山下	ございませんか。 (なし)
会場	委員	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めること
議長	山下	にご異議ございませんか。

		(異議なし)
会場	委員	異議なしと認めます。
議長	山下	次に、番号 36 番を審議いたします。 現地を調査された道山委員の報告をお願いいたします。 それでは、議案第 50 号、番号 36 番をについてご報告いたします。
委員	道山	調査日は 6 月 8 日、調査委員は橋口委員、白坂委員と私道山と事務局から 2 名でした。別紙説明資料は 24 頁から 27 頁をご覧ください。 譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町志布志〇〇番〇〇号の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。面積が少し広がっているのは、この申請地の東側南側が道路より 3.5 メートルぐらい高くなっているために後退距離を設ける必要があるためでございます。 場所ですけれども、県道 499 号柿木志布志線沿いにあります伸紘ゴルフセンターから南へ 200 メートルのところに位置します。 転用目的は建売住宅、通路、競落建物敷地です。 周囲の状況は、北側は畑、東側は公衆道路、南側も公衆道路、西側は畑です。排水につきましては、合併浄化槽を得て道路側溝を利用するとのことでした。 申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま す。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方、よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。

会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 37 番を審議いたします。</p> <p>番号 37 番は、平成 29 年 5 月総会の議案第 38 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号 8 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、18 ページ、番号 38 番を審議いたします。</p> <p>番号 38 番は、平成 29 年 5 月総会の議案第 38 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号 9 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 7、議案第 50 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 8、議案第 51 号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。</p> <p>最初に、20 ページ、番号 19 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、白坂委員説明をお願いいたします。</p> <p>議案第 51 号、番号 19 番について報告いたします。</p> <p>調査日は 6 月 8 日、調査委員は橋口委員、道山委員と私と、事務局から 2 人でした。別紙資料は 28 ページから 30 ページです。</p> <p>願出人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p>
委員	白坂	

		<p>立会人は代理の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、志布志文化会館にある大駐車場の西側端に位置いたします。</p> <p>ここは、隣接の畑との間に水路があり、裏側は高土手であり竹や木も茂り地形も悪く農地復元できない状況でした。周囲の状況ですが、北側は山林、東側は用悪水路、南側は原野、西側は山林です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 20 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、橋口委員説明をお願いいたします。</p>
委員	橋口	<p>議案第 51 号、番号 20 番について報告します。</p> <p>別紙資料は 31 ページから 33 ページになります。</p> <p>調査日は 6 月 8 日、調査委員は白坂委員、道山委員と私です。願出人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地 1 にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、安楽小学校から南へ約 500 メートルのところですか。この土地には、昭和 57 年に住宅を建築し、以降 20 年以上耕作することなく現在に至るものです。周囲の状況ですが、北側は公衆道路、東側は公衆道路、南側は宅地、西側は畑です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ご</p>

		<p>ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 21 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、白坂委員説明をお願いいたします。</p>
委員	白坂	<p>議案第 51 号、番号 21 番について報告いたします。</p> <p>別紙資料は 34 ページから 36 ページです。</p> <p>調査日は 6 月 8 日、調査委員は橋口委員、道山委員と私と、事務局から 2 人でした。</p> <p>願出人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は代理の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、市道町原線のホテル枇榔のある交差点から陸橋を渡り志布志中学校方向へ 300 メートルほど進んだところの左側にあります。昭和 55 年から昭和 60 年にかけて住宅 3 棟を建築し、以降 20 年以上耕作することなく現在に至るとのことでした。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は雑種地、東側は畑、南側は宅地、西側は畑です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、21 ページ、番号 22 番を審議いたします。</p>

<p>委員 道山</p>	<p>現地を調査された、道山委員説明をお願いいたします。</p> <p>議案第 51 号、番号 22 番について報告いたします。</p> <p>調査日は 6 月 8 日、調査委員は橋口委員、白坂委員と私道山、そして事務局から 2 名でした。</p> <p>願出人は、志布志市志布志町帖〇〇番地 2 にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さん本人でございました。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。別紙資料は 37 ページから 39 ページです。</p> <p>場所でございますが、志布志小学校から J A ぞお鹿児島支店に向かう市道西谷線を志布志小学校から 500 メートルぐらい進んだ所を右折しまして、市道北又線を 800 メートルぐらい進んだ右側の所に位置します。</p> <p>この土地につきましては、昭和 55 年に旧所有者が住宅を建築し、以降 20 年以上耕作されることなく宅地として利用され、平成 27 年に願出人が相続したものでございます。土地の計上も細長い土手になっておりまして農地性がなく、農地と復元できる可能性がないと判断いたしました。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は畑、東側も畑、南側は宅地、西側も宅地です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 23 番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された、道山委員説明をお願いいたします。</p>
<p>委員 道山</p>	<p>それでは、23 番について報告いたします。</p> <p>別紙資料は 40 ページから 42 ページです。</p> <p>調査日は 6 月 8 日、調査委員につきましては、先ほどの 22 番と同じでございます。</p>

		<p>願出人は、志布志市松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人も〇〇さん本人でした。</p> <p>ここは、先ほどの 22 番と 23 番につきましては、同じ隣接地でございます。所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。内容につきましては 22 番と同じでございます。この 2 人は兄弟でございます。</p> <p>調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみましましたので、ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 24 番を審議いたします。
		現地を調査された、野口委員説明をお願いいたします。
委員	野口	はい。それでは、番号 24 番について報告いたします。
		別紙資料は 43 ページから 45 ページです。
		調査日は 6 月 8 日、調査委員は原田委員、青山委員と私です。
		願出人は、鹿児島市吉野町〇〇番地 12 にお住まいの〇〇さんです。
		立会人は代理の〇〇さんでした。
		申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。
		場所は、広域農道の字尾の交差点から大崎方面へ進みますと久木迫集落のところに点滅信号がありますが、そこを左折しまして約 1 キロ程進んだところを左折して 200 メートルぐらい入ったところにあります。
		申請地は、昭和 38 年まで父が耕作していましたが、その後体調不良等で農業をやめ、現在まで 20 年以上耕作されておらず、山林化しており農地への復元は困難と思われました。
		周囲の状況ですが、北側は原野、東側は公衆道路、南側も公衆道路、西側も公衆道路です。
		以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照ら

		して、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、22 ページ、番号 25 番を審議いたします。 同じく、現地を調査された、野口委員説明をお願いいたします。
委員	野口	それでは、番号 25 番について報告いたします。 別紙資料は 46 ページから 48 ページです。 調査日は 6 月 8 日、調査委員は、先ほどと同じです。 願出人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。 立会人は〇〇さん本人でした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、有明と志布志境の上門と早間の集落境のところから志布志のサリックスゴルフ場に抜ける道路がありますが、丁度、早間の所から左折して 600 メートルぐらい進んだところの左側になります。 〇にあります。 この土地は、平成 8 年にみかん山を造成して、茶を植栽したところですが、申請地のところだけがアタゴで茶が植栽できなかったため、耕作されておらず、原野化したものです。 周囲の状況ですが、北側は用悪水路、東側は宅地、南側は原野、西側は用悪水路です。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 26 番を審議いたします。 現地を調査された、原田委員説明をお願いいたします。
委員	原田	議案第 51 号、番号 26 番について報告いたします。 調査日は 6 月 8 日、調査委員は野口委員、青山委員と私、事務局より 2 名で行ないました。別紙資料は 49 ページから 51 ページになります。 願出人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地 1 にお住まいの〇〇さんでございます。立会人も〇〇さん本人でございました。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。 この場所でございますが、蓬原芝用の県道沿いに頭方限のバス停がございますが、そこより西へ 800 メートル下り頭方限公民館手前を田原川沿いに南へ 1 キロ行ったところでございました。 申請地は、道路もなく、水路も埋まり 30 年以上耕作されておらず、山林化しており、とても復元できる状況ではございませんでした。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 27 番を審議いたします。 現地を調査された、青山委員説明をお願いいたします。
委員	青山	はい。それでは、議案第 51 号、番号 27 番について報告をいたします。 別紙資料は 52 ページから 54 ページになります。

		<p>調査日は6月8日、調査委員は野口委員、原田委員と私青山でございました。又、事務局より2名同行いたしました。</p> <p>願出人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地 志布志市でございます。</p> <p>立会人は〇〇さんでございました。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>場所は、県道志布志有明線沿いの旧インフラテック有明工場、現在は太陽光発電施設になっておりますが、そこを西側に50メートル行った所に3筆ともございます。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は畑、東側も畑、南側も畑、西側は用悪水路でございます。</p> <p>申請地の所有者は、他界しており、その相続人は不存在でございます。また、現地は20年以上耕作されておらず、雑木が多数生い茂って、現在山林化しており農地復元は困難な状況でございました。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、23ページ、番号28番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された、青山委員説明をお願いいたします。</p>
委員	青山	<p>議案第51号、番号28番について報告いたします。</p> <p>別紙資料は55ページから57ページになります。</p> <p>調査日は6月8日、調査委員は野口委員、原田委員と私青山でございました。また、事務局より2名同行をいたしました。</p> <p>願出人は、志布志市有明町山重〇〇番地2にお住まいの〇〇さんでございます。</p>

		<p>立会人は〇〇さんご本人でございました。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>場所は、国道 269 号線沿いの山重小学校を大隅町方面へ 300 メートル行ったところを左折し、林道にはいります。その林道を 500 メートル進んだところに現地はございます。</p> <p>周囲の状況でございますが、北側は田、東側は山林、南側も山林、西側も山林でございます。</p> <p>本人からの聞き取りによりますと、申請地は災害により用水路の機能が失われ、耕作できず原野化したとのことでございました。また、水不足に加え、周囲が山林に囲まれ日当たりも悪く、鳥獣被害も重なって買い手借り手も見つからない状況であるとのことでございました。さらに、農地復元も困難な状況でございました。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 8、議案第 51 号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 9、議案第 52 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
主任主査	中尾	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第 52 号 非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、25 ページでございます。</p> <p>非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委</p>

	<p>員会が証明行為として、交付するものです。今回の非農地証明願いは2件です。</p> <p>まず1件目の、番号27の願出人は、志布志町帖〇〇番地1 〇〇さんです。</p> <p>土地は、志布志町帖字別府前 8619番 田 928平方メートルでございます。申請地は、県道3号 日南志布志線を、志布志小学校より、北東に1km進んだところより市道益倉線を、さらに北東へ2km進んだ所でございます。現在、原野化しております。</p> <p>2件目の、番号28の願出人は、志布志町帖〇〇番地5 〇〇さんです。</p> <p>土地は、志布志町帖字上佐野原12048番4 畑 1,400平方メートルでございます。申請地は、県道3号 日南志布志線沿いにある たちばな保育園の県道を挟んだ向かい側の土地でございます。現在、宅地化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、申請の2件を前迫委員、谷口委員、西江園委員で、ご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしく願います。</p>	
議長	山下	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		よって日程第9、議案第52号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。
		次に、日程第10、議案第53号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。
		最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。
次長兼係長	桑迫	はい議長。
		それでは、議案第53号の農用地 利用集積 計画決定の所有権の移転分について、ご説明いたします。
		議案書は、27ページから28ページとなっております。
		最初に27ページの総括表についてご説明致します。
		公告日は、平成29年6月30日で、畑が5,960㎡、樹園地が1,955㎡です。

		<p>所有権を移転する者2人、所有権の移転を受ける者2人で、売買によるものです。</p> <p>次に、28ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。</p> <p>番号15の所有権を移転する者は、志布志市有明町の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町伊崎田の〇〇さんで、お茶の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、3筆で5,960㎡の畑で、土地代金は298万円です。移転時期等につきましては、平成29年7月14日を予定しております。</p> <p>次に番号16の所有権を移転する者は、有明町原田の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町原田の〇〇さんで、お茶の規模拡大です。</p> <p>設定面積は、1筆で1,955㎡の畑で、土地代金は80万円です。移転時期等につきましては、平成29年7月14日を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定について事務局で説明いたします。</p>
主幹兼係長	新村	<p>はい議長。議案第53号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、29頁から46頁となっております。</p> <p>まずは、議案書29頁の利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は平成29年6月30日で、始期は平成29年7月1日となります。なお、中間管理機構が関与する分は8月1日となります。</p> <p>設定期間が、1年から50年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が4万3,003㎡、畑が9万2,672㎡で、合計しますと13万5,675㎡となり、うち更新分は3万2,777㎡となっております。</p>

<p>議長 山下</p>	<p>利用権の設定をする者の数が41名で、利用権の設定を受けようとする者の数が19名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より22名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては30頁からの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第53号、農用地利用集積計画決定の利用権の設定の説明を終わります。</p> <p>ご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。</p> <p>それでは、30 ページ、番号 1 番から、46 ページ、番号 43 番までと、29 ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p> <p>次長兼係長 桑迫</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 10、議案第 53 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 11、議案第 54 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局で説明いたします。</p> <p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第54号の農業経営基盤 強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は48ページとなっています。</p> <p>番号17番の申出者〇〇さんは、有明町伊崎田にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、有明町伊崎田字稗ノ迫 3287番5 畑で868㎡の1筆です。</p> <p>土地の場所は、曾於街道の伊崎田鍋のアイショップ留岡有明店跡から大崎方向へ70メートルほど進みますと、点滅信号がありますが、そこから西</p>

		<p>へ200メートルほど進みますと、有限会社鍋山製茶がございますが、そこから更に120メートルほど進んだ左側にあります。</p> <p>畑は、現在 何も耕作されておらず、耕運がされています。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、萩迫委員と青山委員でご提案いたします。</p> <p>番号18番の申出者〇〇さんは、有明町野井倉にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、有明町野井倉字井手上 3110番7 田で6,630㎡の1筆です。</p> <p>土地の場所は、県道志布志・有明線の市役所本庁入口前から蓬原の方へ1.2キロメートルほど進みますと左川に野井倉の墓地がありますが、そこから北に450メートルほど進んだ右側にあります。</p> <p>田は、現在 何も耕作されておらず、耕運がされています。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、野口委員と坪山委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 11、議案第 54 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>指名された委員の方々は、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>